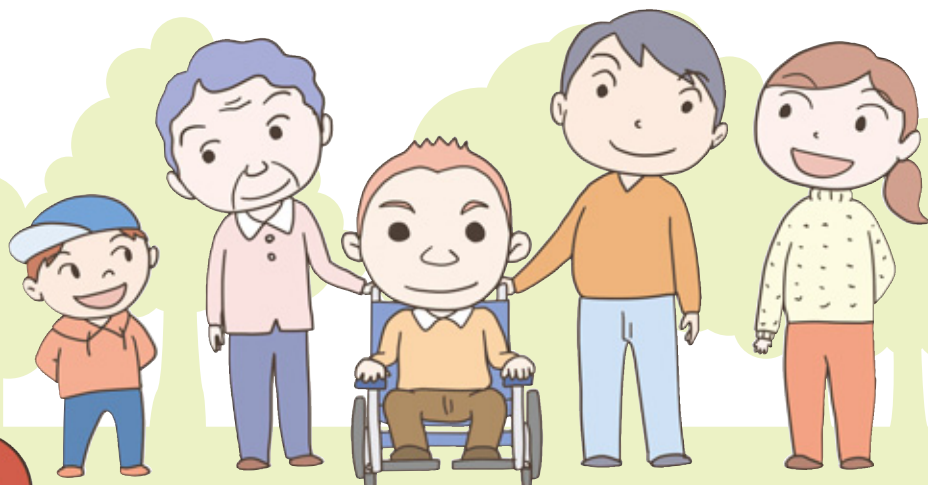


だれ 誰もが安心して 暮らせるまちへ

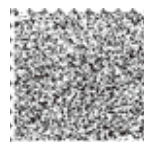
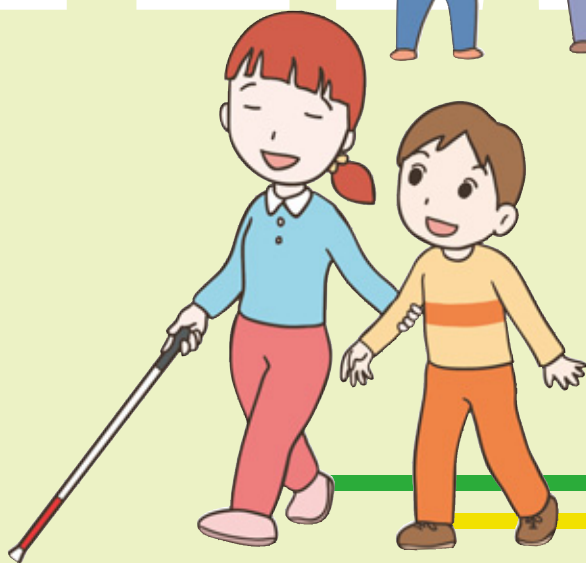
ねりまく
練馬区
しょうがいしゃけんりようご
障害者権利擁護
けいはつさっし
啓発冊子

しょうがい かつた さべつ かいしょう ぎゃくたい まも
～障害のある方への差別を解消し、虐待から守ることで、
ちいき じぶん せいかつ しゃかい
地域で自分らしく生活できる社会をめざしましょう～



たいしょう しょうがい かつた 対象となる障害のある方

しんたいしょうがい ちてきしょうがい かつた はったつしょうがい ふく
身体障害や知的障害のある方や、発達障害を含めた
せいしんしょうがい かつた たしょうがい かつた しょうがい
精神障害のある方、その他の障害のある方で、障害や
しゃかいてきしょうへき しゃかい
社会的障壁（社会のかべ）によって、暮らしにくく、生き
じょうたい つづ かつた しょうがいしゃてちょう
にくい状態が続いている方をいいます。障害者手帳をもっ
ていない方や障害児も含まれます。



障害を理由とする差別の解消に取り組みましょう！

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます（不当な差別的取扱い）。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明※があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることができます。

社会的

障壁とは

しょうへき

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものをさします。

1

社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備等）

2

制度（利用しにくい制度等）

3

慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化等）

4

観念（障害のある方への偏見等）



ふとう さべつてきとりあつか ぐたいてき れい 不当な差別的取扱いの具体的な例

くるまいす りゆう
車椅子だからという理由で、
みせ お店やレストランに入ることを
きよひ 拒否する。



しょうがい りゆう
障害があることを理由に、ア
パートやマンションを貸してく
れなかった。



ふとう さべつてきとりあつか ばあい 不当な差別的取扱いにならない場合

- しょうがいしゃわりびき てきよう かくしゆて あて きゅうふ しょうがいしゃ たい ひつよう とくべつ はいりよ
・ 障害者割引の適用や各種手当の給付など、障害者に対する必要な特別の配慮

しゃ 社 会的障壁の ぐたいてき れい 具体的な例

まち だんさ 街なかの段差

だんさ ていど
段差の程度によっては、
くるまいす すず
車椅子が進めなくなるこ
とがあります。



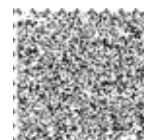
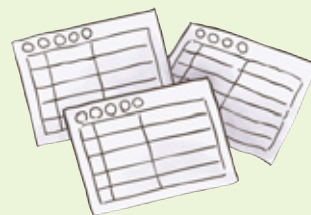
ホームページ

がぞう よあ
すべて画像だと読み上げ
きのう
ソフトが機能しません。



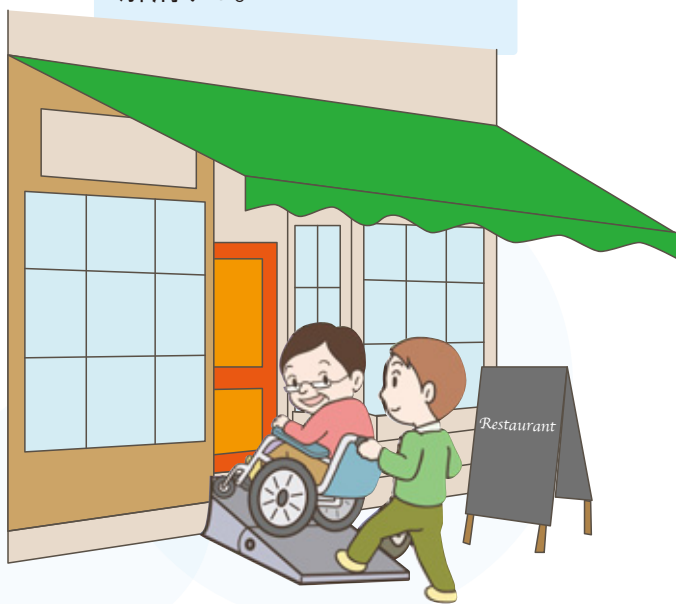
しょうい 書類

むずか かんじ
難しい漢字ばかりでは、
りかい かた
理解にくい方もいます。



合理的配慮の具体的な例

くるまいすりようしゃ けいたい
車椅子利用者のために携帯
用スロープを設置し、段差を
かいしょう
解消する。



まどぐち ひつだん しゅわ
窓口において、筆談や手話
とう
等によるコミュニケーションを
とる。知的障害のある方には、
ちて きしょうがい かた
ゆっくり丁寧に説明し、内容
ていねい せつめい ないよう
が理解されたことを確認しな
りかい かくにん
がら対応する。



レストランなどにおいて、
メニューの内容を読み上
ないよう よあ
げて説明する。



この法律で
まも
守ること

ふとう さべつてきとりあつか 合理的配慮の不提供が禁止されます。



ふとう さべつてきとりあつか
不当な差別的取扱い



しょうがいしゃ 合理的配慮
障害者への合理的配慮

くに ぎょうせい かん
国の行政機関・
ち ほうこうきょうだんたいとう
地方公共団体等



ふとう さべつてきとりあつか
不当な差別的取扱い
が禁止されます。



しょうがいしゃ たい 合理的
障害者に対して、合理
的配慮を行わなければ
なりません。

みんかんじぎょうしゃ
民間事業者
※個人事業者、NPO
ほうじんとう ひえいりじ
法人等の非営利事
業者も含まれます。



ふとう さべつてきとりあつか
不当な差別的取扱い
が禁止されます。



しょうがいしゃ たい 合理的
障害者に対して、合理
的配慮を行うよう努め
なければなりません。



まどぐち いちらん
☎ 窓口一覧 ☎

しょうがいしゃさべつ そうだん
障害者差別の相談

しょうがいしゃし さくすい しん か
● 障害者施策推進課 ●

TEL: 5984-4602 FAX: 5984-1215
げつ きんよう 月～金曜 8:30～17:15 ※祝休日を除く

しょうがいしゃさべつ しょうがいしゃぎゃくたい かん そうだん ふくし りよう けんこうとう そうだん
障害者差別、障害者虐待に関する相談、福祉サービスの利用、健康等の相談

しんたいしょうがい
身体障害の
ある方

そうごうふく しじ む し よしょうがいしゃし えん がかり
● 総合福祉事務所障害者支援係 ●

【練馬】TEL: 5984-4609 FAX: 5984-1213
【光が丘】TEL: 5997-7796 FAX: 5997-9701
【石神井】TEL: 5393-2816 FAX: 3995-1137
【大泉】TEL: 5905-5272 FAX: 5905-5277
げつ きんよう 月～金曜 8:30～17:15 ※祝休日を除く

ちてきしょうがい
知的障害の
ある方

そうごうふく しじ む し よちてきしょうがいしゃたんとうがかり
● 総合福祉事務所知的障害者担当係 ●

【練馬】TEL: 5984-4611
【光が丘】TEL: 5997-7075
【石神井】TEL: 5393-2815
【大泉】TEL: 5905-5273
げつ きんよう 月～金曜 8:30～17:15 ※祝休日を除く
ばんごう 番号は、しょうがいしゃし えん がかり きょうつう
※ファックス番号は、障害者支援係と共通

せいしんしょうがい
精神障害の
ある方

ほけんそうだんじょ
● 保健相談所 ●

【豊玉】TEL: 3992-1188 FAX: 3992-1187
【光が丘】TEL: 5997-7722 FAX: 5997-7719
【関】TEL: 3929-5381 FAX: 3929-0787
げつ きんよう 月～金曜 8:30～17:15 ※祝休日を除く

【北】TEL: 3931-1347 FAX: 3931-0851
【石神井】TEL: 3996-0634 FAX: 3996-0590
【大泉】TEL: 3921-0217 FAX: 3921-0106

にちじょうせい かつ なや とう そうごうそうだんまどぐち
日常生活の悩み等の総合相談窓口

しょうがいしゃち い ぎせいかつし えん
● 障害者地域生活支援センター ●

とよたま
【豊玉(きらら)】

TEL: 3557-9222 FAX: 3557-2090
げつ か もく きんよう 月・火・木・金曜 9:00～20:00
ど にちよう 土・日曜 12:00～20:00

ひかり おか
【光が丘(すてっぷ)】

TEL: 5997-7858 FAX: 5997-7857
げつ すい もく きんよう 月・水・木・金曜 9:00～20:00
ど にちよう 土・日曜 12:00～20:00

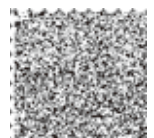
しゃくじい
【石神井(ういんぐ)】

TEL: 3997-2181 FAX: 3997-2182
げつ すい もく きんよう 月・水・木・金曜 9:00～20:00
ど にちよう 土・日曜 12:00～20:00

おおいずみ
【大泉(さくら)】

TEL: 3925-7371 FAX: 3925-7386
げつ か もく きんよう 月・火・木・金曜 9:00～20:00
ど にちよう 土・日曜 12:00～20:00

しゅくきゅうじつ のぞ
※祝休日を除く



障害者虐待の防止に取り組みましょう！

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）は、障害のある方への虐待を防ぐことで、人権や尊厳を守るための法律です。

障害のある方の自立や社会参加を進めるためにも、虐待の防止に取り組みましょう。

虐待の防止はすべての人に関係します

家庭や施設、勤務先等で、障害のある方への虐待を発見した人は、区市町村の担当窓口等に速やかに通報することが義務付けられています。「虐待かな」と思ったら、すぐに相談・連絡を。

早期の対応が、虐待の防止には大切です。

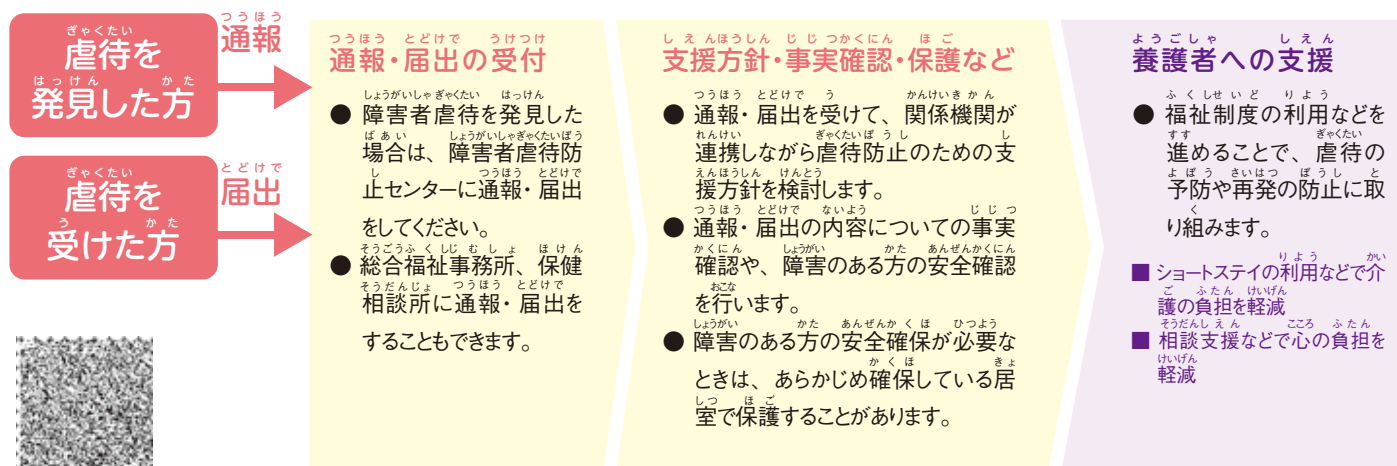
通報者の秘密は守られ、通報者が施設や職場で働いている場合は、解雇等の不利益な扱いを受けないよう保護されます

障害者虐待のケース

	行為者
養護者による虐待	現に障害者を養護する家族、親族、同居人等
障害者福祉施設従事者等による虐待	障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所等の従事者
使用者による虐待	障害者を雇用する事業者、事業の経営担当者等

障害者虐待が発生した場合の対応

養護者による障害者虐待の場合



虐待の種類



身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投擲によって身体の動きを抑制する行為。



性的虐待

わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること。



心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。



放棄・放任

食事や排泄、入浴、洗濯等の身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療を受けさせないこと等により、衰弱させてしまうこと。



経済的虐待

本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使うこと。本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。



障害のある方への虐待を見つけたとき

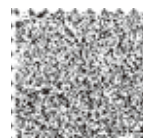
- 練馬区障害者虐待防止センター(障害者施策推進課内)

虐待通報専用ダイヤル TEL: 5984-1334 FAX: 5984-4721

障害のある方への虐待についての通報・届出は24時間受け付けています。

- 総合福祉事務所・保健相談所

(5ページ参照)



たとえば… わたしたちが協力できること きょうりよく

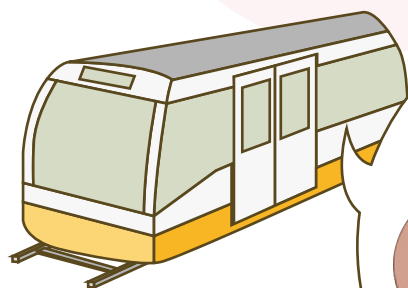
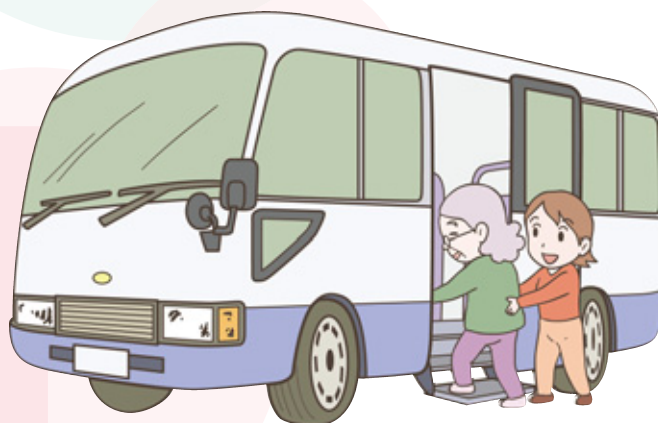


歩道の視覚障害者誘導用ブロックに自転車を置かないようにしましょう。

また、携帯電話等を見ながらの「ながら歩き」はやめましょう。

立つ、座る、歩くなどの動作が困難な方がいます。こんな時は、声をかけてからお手伝いをお願いします。

- ・上の物や床面の物を取るとき
- ・段差の昇降のとき

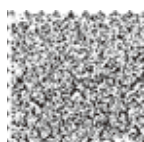


ただいま、
事故により…

?

事故などの影響で交通機関が遅れたり、止まった時、知的障害や発達障害のある方は、どうすればよいか分からず混乱してしまいます。

声をかけて、困っていることを確認して、必要に応じて駅員等に連絡しましょう。



発行:平成28年3月

練馬区福祉部障害者施策推進課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

制作:株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所